

現行計画（令和 5 年 1 月 31 日一部変更）	変 更 案
吉野川水系における水資源開発基本計画 平成31年 4 月 19日 閣議決定 令和 5 年 1 月 31日 一部変更 （略） 1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 （略） 2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 先に示した供給の目標を達成するために次の施設整備を行う。 なお、社会経済情勢等の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保及びコスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。 吉野川下流域用水事業 事業目的 この事業は、取水施設及び水路等を建設することにより、農業用水の水質改善及び配水の合理化を図るとともに、徳島県の吉野川下流域地区の農地に対し、必要な農業用水を補給する。 事業主体 独立行政法人 水資源機構 なお、この事業は、国営吉野川下流域土地改良事業を農林水産大臣より承継するものである。 河川名 吉野川、旧吉野川、今切川及び大谷川 取水量 最大毎秒約27.0立方メートル 予定工期 平成 2 年度から令和 7 年度まで 上記事業のほか、水資源開発基本計画に基づく事業により生じた次の表左欄に掲げる施設について、必要な機能向上、更新等の改築事業（水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業に限る。）を、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、同表右欄に掲げる者が行うものとする。	吉野川水系における水資源開発基本計画 平成31年 4 月 19日 閣議決定 令和●年●月●日 一部変更 （略） 1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 （略） 2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 （削除） （削除） 先に示した供給の目標の達成に向け、水資源開発基本計画に基づく事業により生じた次の表左欄に掲げる施設について、必要な機能向上、更新等の改築事業（水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業に限る。）を、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、同表右欄に掲げる者が行うものとする。

吉野川水系における水資源開発基本計画の一部変更（案）「新旧対照表」

施 設 名 称	事 業 主 体
早明浦ダム	独立行政法人水資源機構
池田ダム	独立行政法人水資源機構
新宮ダム	独立行政法人水資源機構
香川用水施設	独立行政法人水資源機構
旧吉野川河口堰	独立行政法人水資源機構
今切川河口堰	独立行政法人水資源機構
高知分水施設	独立行政法人水資源機構
富郷ダム	独立行政法人水資源機構

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項
(略)

施 設 名 称	事 業 主 体
早明浦ダム	独立行政法人水資源機構
池田ダム	独立行政法人水資源機構
新宮ダム	独立行政法人水資源機構
香川用水施設	独立行政法人水資源機構
旧吉野川河口堰	独立行政法人水資源機構
今切川河口堰	独立行政法人水資源機構
高知分水施設	独立行政法人水資源機構
富郷ダム	独立行政法人水資源機構
吉野川下流域用水施設	独立行政法人水資源機構

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項
(略)